

西彼町商工会
西海町商工会
大島町商工会
崎戸町商工会
大瀬戸町商工会

西海市商工会合併協議会

ニュース

第1号

発行者
西海市商工会合併協議会
事務局
大瀬戸町商工会
西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-3
0959-22-0597

西海市商工会合併協議会委員等名簿

(順不同・敬称略)

協議会会長 林田 愼(大瀬戸町商工会会長)
協議会副会長 小松屋芳雄(西彼町商工会会長)
" 山崎 善仁(西海町商工会会長)
" 水谷 重幸(大島町商工会会長)
" 田代 全司(崎戸町商工会会長)

協議会委員

県商工労働政策課	課長補佐	鎌田 真寛
西海市産業振興課	課長	加嶋 哲
県商工会連合会	専務理事	水上 啓一
西彼町商工会	副会長	松尾 泰彦
	理事	山田 守
西海町商工会	副会長	早瀬川辰雄
	理事	西川 勝則
大島町商工会	副会長	谷口 謙吾
	"	佐藤 実雄
崎戸町商工会	副会長	畝本 幹男
	"	松本弥代吉
大瀬戸町商工会	副会長	三浦 晋
	"	松本 邦臣

西海市商工会合併協議会が発足

西海市発足を機に商工会も合併を目指します

西海市にあり、各理事会で協議への参加を承認。平成十七年四月十三日、「西海市商工会合併協議会」が発足し、大瀬戸町商工会館で第一回目の協議がなされました。

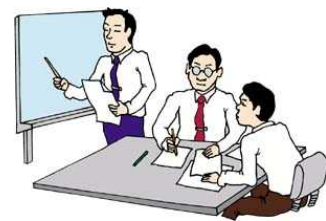
本年四月一日、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町が合併し西海市が誕生しました。それを受け、新たに広域的、専門的かつ高度な支援サービス、行政と連携した商工業振興策推進、集約化による経費削減等各種課題に対応するためにも商工会も合併の必要性が明らかになりました。そこで、西海市にある五町商工会(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)では、各理事会で協議への参加を承認。



西海市商工会合併協議会の組織・概要

ワーキンググループ

ワーキングメンバー(合計10名)
構成商工会の事務局長・経営指導員
ワーキングの機能
協議会で協議される諸課題についての調査・研究並びに資料作成等を行う。



各商工会

合併に関する方針決定
合併に向けての内部調整と事務手続き
会員に対するPRと意見集約、合意形成
合併に向けてのスケジュール作成

西海市商工会合併協議会

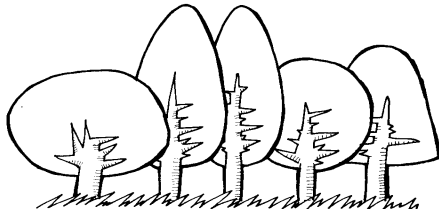
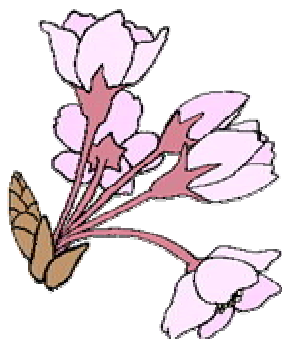
協議会メンバー(合計18名)
構成商工会から会長他2名
県商工労働政策課課長補佐
西海市産業振興課課長
県商工会連合会専務理事
協議会の機能
商工会合併にかかるさまざまな諸課題・事項を検討する。

指導
支援

長崎県

西海市

県商工会連合会



第一回西海市商工会合併協議会

四月十三日、大瀬戸町商工会館で第一回西海市合併協議会が開催されました。

今回の合併協議会に至るまでの経緯を報告後、県連合会より商工会合併等支援事業について説明がありました。その後協議に入り、規約の承認、会長、副会長の承認、平成十七年度事業計画、合併協議事項、新商工会名称、合併の期日等、七議案が可決承認されました。協議事項概要は以下のとおりです。



協議会規約の承認

協議会設置のため、名称、任務、組織、委員、会議、ワーキンググループ、事務局、会計等、さまざまな内容の規約が決められました。

協議会の正副会長の承認

会長には林田惲氏（大瀬戸町商工会会長）、副会長には他の各商工会会長四名が選任されました。（委員等名簿を含めて一面に掲載）また、これに伴い、協議会の事務局は大瀬戸町商工会に置くことになりました。

平成十七年度事業計画・収支予算書の承認

合併に関する各種会議等の開催、会報の発行等事業計画及び収支予算が承認されました。

合併協議事項の承認

合併の協議事項として三十五項目、それに伴い必要な作業として十項目が承認されました。

新商工会名 西海市商工会

新商工会の名称の承認

商工会法等の規定に基づき、新市の名称を冠して、「西海市商工会」とすることになりました。

合併方式の承認

合併方式については、新設合併（いわゆる対等合併）とすることになりました。

合併の期日の承認

合併の期日は平成十八年四月一日を目標とすることになりました。

その他

第2回協議会の日時・場所・提出議案について以下のように決められました。

第二回西海市商工会合併協議会
日時 平成十七年五月二十日（金）十四時より
場所 西海市大島町
議案

合併目標
平成18年4月1日

商工会とは？

商工会は商工会法に基づく認可法人で、主に郡部における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的とします。（商工会法）

商工会は商工行政の一部を担っていることから、国県による補助金が交付されています。（小規模事業者支援促進法）

市町村合併と商工会合併の関係は？

商工会合併は、必要に応じて自発的に当事者たる商工会において決定するものとされています。

しかし、商工会の事業活動は市町村の商工行政と表裏一体の関係に立つものとして、密接不可分に運営されることが望ましく、そのためには、その地区も行政区画と一致させることが最も望ましいと言えます。（合併特例法にも同様の記載）

長崎県の合併・新市町支援行動計画においても、県関係団体の再編・統合として商工会は2番目に挙げられています。（1番目は社会福祉協議会）

< 合併協議事項 >

基本的事項

1. 協議会規約
2. 協議会の組織
3. 合併の方式
4. 合併の期日

定款に係る基本的事項

5. 新商工会の名称
6. 事務所(本所・支所)所在地
7. 公告の方法
8. 商工会の事業
9. 会員の資格
10. 総会・総代会
11. 総代の定数及び任期
12. 役員の数及び任期
13. 部会
14. 青年部・女性部

規約・規程に係る基本事項

15. 加入金
16. 会費
17. 手数料・使用料
18. 総代の選出方法
19. 役員を選出方法
20. 各種委員会
21. 事務局機構・体制等
22. 諸規程の整備

その他、運営に関する事項

23. 支出の精査
24. 受託事業・事務代行の取扱い
25. 地域振興事業及び地域固有の事業の取扱い

- 一、合併協議会スケジュールについて
- 二、意見集約・啓発の方法について
- 三、公告の方法について
- 四、会員の資格について
- 五、総会、総代会、役員について
- 六、各種部会について
- 七、各種委員会について



26. 各種共済事業の取扱い

27. 財産の取扱い

28. 事務処理の統一

合併手続きに関する事項

29. 設立委員の数

30. 設立委員会の規程

その他、必要な事項

31. 新商工会の事業計画

32. 新商工会の財政計画

33. 合併までのスケジュール

34. 会員等の意見集約・啓発方法

35. 合併基本協定の締結

